

○金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)

別紙様式第十七号の五

改正案									現行
<u>フランス</u>									
<u>ドイツ</u>									
<u>香港</u>									
<u>インド</u>									
<u>インドネシア</u>									
<u>イタリア</u>									
<u>日本</u>									
<u>韓国</u>									
<u>ルクセンブルグ</u>									
<u>メキシコ</u>									
<u>オランダ</u>									
<u>ロシア</u>									
<u>サウジアラビア</u>									
<u>シンガポール</u>									
<u>南アフリカ</u>									
<u>スペイン</u>									
<u>スウェーデン</u>									
<u>スイス</u>									
<u>トルコ</u>									
<u>英国</u>									
<u>米国</u>									
<u>合計</u>									
(注意事項) 1 「各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)」とは、カウンター・シクリカル・バッファ ー比率（法第五十七条の十七第一項に掲げる基準に従い算出された比率をいう。以下同じ。）の計算に 用いるため、債務者の所在地を基礎として、各国・地域別に算出された額をいう。 2 「各国・地域の金融当局が定める比率(%)」は、各国・地域の銀行監督当局が設定し、バーゼル銀行監 督委員会が公表する各国・地域の比率（Add-on (per cent of RWA)）（当該比率が公表されていない場合 には 0%、2.5%を超える場合には 2.5%）を記載すること。 3 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率(%)」は、カウンター・シクリカル・バッファ ー比率を記載すること（小数点第三位以下を切り捨て小数点第二位までを記載）。 4 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファー比率(%)（経過措置ベース）」は、平成 28 年 3 月 31 日から起算して 1 年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に百分 の二十五を乗じて得た比率、平成 29 年 3 月 31 日から起算して 1 年を経過する日までの期間においては カウンター・シクリカル・バッファー比率に百分の五十を乗じて得た比率、平成 30 年 3 月 31 日から起 算して 1 年を経過する日までの期間においてはカウンター・シクリカル・バッファー比率に百分の七十五 を乗じて得た比率をそれぞれ記載すること（小数点第三位以下を切り捨て小数点第二位までを記載）。 5 本表に定める各項目につき、該当する額が無い場合は行を削除せず、0 と記載すること。									